

老齢厚生年金については、その年金額は、自身の保険料納付記録（図・・・）に相手方から分割された保険料納付記録（図）が加算された保険料納付記録を基礎として計算され、また、生年月日に応じて定められている自身の支給開始年齢に達したときに支給されます。

情報提供
離婚時分割制度の施行に先立ち、平成18年10月から当事者双方または一方からの請求により、離婚時分割を行うために必要な情報提供を実施しています。

手続きの流れ
年金分割の請求を行うにあたっては、当事者間の合意又は裁判手続きにより按分割合を定めていることが必要です。そこで、当事者又はその一方から情報提供の請求があった場合、按分割合を定めるために必要な情報を提供する仕組みが設けられました。
下図は、情報提供の請求から保険料納付記録が分割されるまでの基本的な手続きの流れと主なポイントを示しております。

情報提供の請求（平成18年10月～）
情報提供の請求は、当事者の二人が共同で行うことも一人だけで行うこともできます。ただし、一人で請求した場合に相手方の記録が特定できないときは提供できないことがあります。また、前回の情報の提供があった日から3月を経過していない場合は、原則として再び請求することができません。

情報の提供（通知）
情報提供の方法については、請求方法や請求時期によって次のようになっています。
当事者の二人が共同で請求した場合は、当事者それぞれへ提供します。
当事者のうち、お一人で請求した場合、
ア) 離婚等をしているときは、請求者と請求をしていないその相手方にも情報を提供します。
イ) 離婚等をしていないときは、請求者のみに提供します。
また、次に掲げる方が希望された場合は、年金分割をした場合の年金見込額をお知らせします。
50歳以上の方については、分割をした場合の老齢厚生年金の見込額
障害厚生年金の支給を受けている方については、分割した場合の当該年金の見込額

当事者間の話し合い
年金分割の請求を行う場合には、按分割合について、当事者間の合意又は裁判手続きにより定めていることが必要となります。

合意できないとき

合意したとき

裁判所への申し立て（平成19年4月～）
当事者間の話し合いでは合意がまとまらない場合は、当事者の一方が家庭裁判所に対して申し立てをし、以下の裁判手続きによって按分割合を定めることができます。
家事審判手続
家事調停手続
人事訴訟手続
裁判手続きにより按分割合を定めた場合、年金分割の請求を行うときは、請求書に調停調書や審判書等の裁判関係の書類を添えて提出することになります。

公正証書の作成等（平成19年4月～）
当事者間の合意により按分割合を定めた場合は、公証人が作成した公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書によって、合意した按分割合等を明らかにすることが必要となります。いずれの書類にも次に掲げる事項の記載が必要になります。
・当事者それぞれの氏名、生年月日及び基礎年金番号
・年金分割の請求をすることについて当事者間で合意した旨
・当事者間で合意した按分割合

年金分割の請求（平成19年4月～）
年金分割の請求は、当事者の一方だけで行うことができます。ただし、請求期限が定められており、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

保険料納付記録（標準報酬）の改定等（通知）
按分割合に基づき当事者それぞれの保険料納付記録の改定等を行い、改定等後の保険料納付記録について、年金分割の請求者とその相手方に対して、通知します。